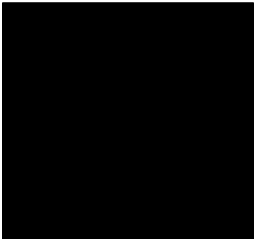


協 定 書



大規模災害時の支援活動に関する協定書

高知県港湾空港局長（以下「甲」という。）及び高知県海洋局長（以下「乙」という。）と、社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長（以下「丙」という。）とは、高知県内で大規模な地震や津波等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）の支援活動に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲または乙が管理する港湾、漁港施設及び海岸保全施設等における大規模災害時等の緊急的な応急対策に対し、丙はこれを支援するため、四国港湾空港建設協会連合会（高知県港湾空港建設協会、全日本漁港建設協会高知県支部）及び社団法人日本海上起重技術協会四国支部（以下「関連団体」という。）と連携して必要な建設資機材、技術者及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を確保するとともに実施体制を確立し、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（支援体制）

第2条 丙は、この協定の目的を達成するために、関連団体と連携し支援連絡体制を策定し、甲に報告するものとする。

（支援活動）

第3条 支援活動とは、この協定の目的を達成するために、丙が行うものをいう。

2 支援活動の指示は、甲が乙と協議して丙に行うものとする。

3 丙は、指示を受けた場合は、その支援活動の実施体制について速やかに甲に通知するものとする。

（支援活動の実施範囲）

第4条 支援活動の実施範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 港湾、漁港区域における障害物の除去
- (2) 港湾、漁港施設及び海岸保全施設の緊急応急措置
- (3) その他甲または乙が必要とする支援活動

（出動要請）

第5条 甲または港湾、漁港施設及び海岸保全施設を所管する土木事務所長及び高知港事務所長（以下「関係所長」という。）は、大規模災害時等に実施する支援活動に関し、建設資機材等を必要と認めるときは、丙に対して会員の出動を要請することができるものとする。

2 丙の会員は、甲または関係所長から出動要請の連絡を受けたときは、速やかに支援活動を実施する。

（業務の実施体制等）

第6条 丙は、支援活動が速やかに実施できるよう、あらかじめ建設資機材等の保有状況、実施体制（会員等による編成表及び連絡系統）を定め、甲に報告するものとする。

2 丙は、毎年度当初に前項について甲に報告するものとする。

3 甲は、前2項の報告について乙及び関係所長に周知しておくものとする。

4 甲、乙及び丙は、相互の不在等に備え、複数の連絡担当者と連絡順位を定め周知することとする。

（経費の負担）

第7条 甲または関係所長が丙の会員の出動を要請したときの経費の負担は、高知県が負うものとする。

（情報提供）

第8条 丙は、甲または乙の所管する港湾、漁港施設及び海岸保全施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲に報告し、丙はその被害状況を収集整理するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、平成17年10月13日から平成18年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙及び丙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって継続するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成17年 10月13日

甲 高知県丸ノ内1丁目2番20号
高知県 港湾空港局

局 長

乙 高知県丸ノ内1丁目7番52号
高知県 海洋局

局 長

丙 香川県高松市昭和町1丁目3番5号
社団法人 日本埋立浚渫協会四国支部

支 部 長